

府食第510号
令和6年8月20日

厚生労働大臣
武見 敬三 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和6年8月1日付け厚生労働省発健生 0801 第2号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に照会のあった、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第51条第1項の規定に基づく食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17の基準の改正については、営業者による都道府県知事等への健康被害情報の提供等に関するものであり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。